

16歳未満の小児における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の記録について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種記録については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（5.0版）」¹⁾に、以下の方法が提示されています（61～64ページ）。

- 1) 被接種者が持参した接種済証にロット番号等が記されたシールを貼付し、接種年月日及び接種医療機関名を記入する。
- 2) 乳幼児、学童、中学校、高等学校相当の年齢の者については、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載することにより、予防接種済証にかえる。
- 3) 被接種者が接種済証を持参していない場合については、接種記録書（様式4-2）を交付する。被接種者が接種済証の発行を希望する場合には、市町村に対して交付申請を行う。

また、乳幼児・小児に対して接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めることも記されています（52ページ）。予診を尽くすために、母子健康手帳での予防接種歴の確認が望ましいことは言うまでもありません。

以上のことから、日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会は、16歳未満の小児への新型コロナウイルス感染症に係る臨時接種を行う場合は、母子健康手帳の提示を求めて接種歴を確認するとともに、1)の接種済証を渡すだけでなく、2)の母子健康手帳にも必要事項を記載することが、小児への予防接種におけるきめ細かな配慮という点でも望ましいと考えます。

参考文献

1. 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き（5.0版） 2021年12月12日現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/000860641.pdf>